

# 職務発明規定変更及び 相当対価算定の法律実務

日時  
平成 25年 1月 24日 (木)  
10時～16時10分 (開場9時30分)

## 相当対価の決定手続について可能な限り具体的考察！

現行特許法35条は職務発明について規定しており、3項において従業員等に対して相当対価請求権を認めています。

しかし、現行法35条の示す基準は抽象的であり、どのようなプロセスを経た場合に相当対価の決定手続が合理的といえるのか判然としません。この点、特許庁がガイドラインを公表していますが、未だ抽象的であることは否めません。また、既存の職務発明規定の変更についてのあるべき手続も不明確です。

そこで本セミナーにおいては、就業規則の変更法理及び労働協約による労働条件の不利益変更を巡る議論なども参照しつつ、相当対価の決定手続について可能な限り具体的考察を行います。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 日本弁理士会会員の皆様へ

(財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

### 講師:

高橋法律特許事務所  
弁護士・弁理士  
高橋 淳 氏

### 参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会员・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

### 場所:

銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル

(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口より徒歩約2分)

1. 現行特許法35条の内容及び制定経緯
2. 「相当の対価」の位置づけ
3. 職務発明規定の制定
4. 職務発明規定の変更
5. 対価額の算定

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務」参加申込書 (H25. 1. 24開催)

ご所属名	電話
	F A X
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	<b>FAX : 03-3535-4884</b> <b>E-mail : seminar@chosakai.or.jp</b>
	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話03-3535-4881